

用語解説

青森県地域生活定着支援センター

高齢、または障がいがあることにより矯正施設から退所後、自立した生活を営むことが難しい方を対象として、福祉・医療機関・行政機関・自治体等の各関係機関等と協働して福祉サービス等を利用し地域の中でその人らしく安心して生活が送れるように支援し、再犯防止対策に寄与する組織。

協力雇用主

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

矯正管区

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営の管理を図ることを目的とした法務省矯正局の地方支分部局で、東北では仙台矯正管区となる。

矯正施設

犯罪をした者等を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設で、法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。

更生保護

犯罪をした者等に対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

保護観察

犯罪をした者等又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの。

保護司（保護司会）

犯罪をした者等や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。